

## 国立大学法人岡山大学津島地区事業場ストレスチェック制度実施要項

平成28年9月20日  
学 長 裁 定

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）等の関係法令に定めるストレスチェック制度を国立大学法人岡山大学津島地区事業場において実施するに際し、必要な事項を規定する。

### (適用範囲)

第2条 この要項は、国立大学法人岡山大学津島地区事業場（以下単に「事業場」という。）に勤務する職員に適用する。

### (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、岡山大学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針（平成28年7月1日学長裁定）を掲載し、周知する。

### (全学ストレスチェック実施者)

第4条 学長は、ストレスチェックの実施者として、メンタルヘルス担当産業医・保健師のうちから、全学ストレスチェック実施者を複数名指名する。

### (ストレスチェック実施事務従事者)

第5条 学長は、全学ストレスチェック実施者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センター勤務の職員のうちから、ストレスチェック実施事務従事者を指名する。

### (面接指導医)

第6条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、事業場の産業医が行う。

### (実施時期)

第7条 ストレスチェックは、毎年10月に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができるものとする。

(対象者)

第8条 ストレスチェックの受検対象者は、事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健康診断受診対象者とする。

- 2 前項の対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に事業場に勤務していない者には、別途、受検の機会を設ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、安全衛生委員会の議を経て、対象者に加えることができるものとする。
- 4 事業場の長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者を全学ストレスチェック実施者に通知するものとする。

(受検の勧奨等)

第9条 学長、事業場の長及び全学ストレスチェック実施者は、対象者に対し、適宜、ストレスチェックの受検を勧奨する。

- 2 ストレスチェック対象者は、受検の義務はないが、特別な事情がない限り、ストレスチェックを受検することが望ましい。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック受検の有無の情報を学長及び事業場の長に提供しないものとする。

(実施方法)

第10条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を使用する。

- 2 ストレスチェックの受検に関する具体的な手順は、別に定め、対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

第11条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの個人評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。)に基づき行う。

- 2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、全学ストレスチェック実施者が選定する。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要があるか判定する。

(結果等通知)

第12条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。

- 2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

第13条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及び全学ストレスチェック実施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努めるものとする。

(結果の提供)

第14条 全学ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果を事業者には提供しない。

2 前項の規定にかかわらず、第19条に定める集団ごとの集計・分析の結果については、個人が特定できないよう匿名化して事業者を提供する。

(面接指導の申出等)

第15条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望するものは、結果通知を受け取ってから原則30日以内に、全学ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。

2 全学ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を事業者へ通知するものとし、事業者は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。

3 全学ストレスチェック実施者は、事業場の産業医に、申出者のストレスチェック結果等、面談又は面接指導に必要な情報を提供する。

(面接指導等)

第16条 産業医は、面接指導の申し出のあった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行うものとする。

2 産業医は、職場環境の改善を図るため、面接指導の結果を匿名化して、事業場安全衛生委員会に報告する。

(意見聴取)

第17条 事業者は、面接指導が終了してから、原則30日以内に、別に様式を定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置)

第18条 事業者は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出された場合は、あらかじめ当該本人の意見を聴き、就業上の措置を検討・実施する。

2 事業者は、就業上の措置の結果、当該者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

第19条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を行う。

2 集団の単位は、事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法など個人が特定されない方

法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第20条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第21条 全学ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、集計・分析結果を事業場の長等に提供する。

2 全学ストレスチェック実施者は、匿名化等した集計・分析結果を、事業場安全衛生委員会に報告する。

(記録の保存)

第22条 ストレスチェック結果の記録の保存は、全学ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第3者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 事業場の長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第23条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第24条 ストレスチェック制度の実施にあたり、関係法令が定めるところにより、面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い及びストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項のほか、マニュアルに禁止されるべき不利益な取扱いとして示す次の取扱いは行ってはならない。

一 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い

二 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い

三 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

(実施方法の改善)

第25条 事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行うものとする。

(職場環境の改善)

第26条 事業場の長は、ストレスチェック制度の実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。

(結果報告)

第27条 事業場の長は、ストレスチェック終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(雑則)

第28条 この要項に定めるもののほか、事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、事業場安全衛生委員会の議を経て、事業場の長が定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

# 国立大学法人岡山大学大学院医歯薬学総合研究科等事業場ストレスチェック制度実施要項

平成28年9月20日

学 長 裁 定

## (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）等の関係法令に定めるストレスチェック制度を国立大学法人岡山大学大学院医歯薬学総合研究科等事業場において実施するに際し、必要な事項を規定する。

## (適用範囲)

第2条 この要項は、国立大学法人岡山大学大学院医歯薬学総合研究科等事業場（以下単に「事業場」という。）に勤務する職員に適用する。

## (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、岡山大学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針（平成28年7月1日学長裁定）を掲載し、周知する。

## (全学ストレスチェック実施者)

第4条 学長は、ストレスチェックの実施者として、メンタルヘルス担当産業医・保健師のうちから、全学ストレスチェック実施者を複数名指名する。

## (ストレスチェック実施事務従事者)

第5条 学長は、全学ストレスチェック実施者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センター勤務の職員のうちから、ストレスチェック実施事務従事者を指名する。

## (面接指導医)

第6条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、事業場の産業医が行う。

## (実施時期)

第7条 ストレスチェックは、毎年10月に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができるものとする。

(対象者)

第8条 ストレスチェックの受検対象者は、事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健康診断受診対象者とする。

- 2 前項の対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に事業場に勤務していない者には、別途、受検の機会を設ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、安全衛生委員会の議を経て、対象者に加えることができるものとする。
- 4 事業場の長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者を全学ストレスチェック実施者に通知するものとする。

(受検の勧奨等)

第9条 学長、事業場の長及び全学ストレスチェック実施者は、対象者に対し、適宜、ストレスチェックの受検を勧奨する。

- 2 ストレスチェック対象者は、受検の義務はないが、特別な事情がない限り、ストレスチェックを受検することが望ましい。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック受検の有無の情報を学長及び事業場の長に提供しないものとする。

(実施方法)

第10条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を使用する。

- 2 ストレスチェックの受検に関する具体的な手順は、別に定め、対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

第11条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの個人評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。)に基づき行う。

- 2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、全学ストレスチェック実施者が選定する。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要があるか判定する。

(結果等通知)

第12条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。

- 2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

第13条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及び全学ストレスチェック実施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努めるものとする。

(結果の提供)

第14条 全学ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果を事業者には提供しない。

2 前項の規定にかかわらず、第19条に定める集団ごとの集計・分析の結果については、個人が特定できないよう匿名化して事業者を提供する。

(面接指導の申出等)

第15条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望するものは、結果通知を受け取ってから原則30日以内に、全学ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。

2 全学ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を事業者へ通知するものとし、事業者は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。

3 全学ストレスチェック実施者は、事業場の産業医に、申出者のストレスチェック結果等、面談又は面接指導に必要な情報を提供する。

(面接指導等)

第16条 産業医は、面接指導の申し出のあった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行うものとする。

2 産業医は、職場環境の改善を図るため、面接指導の結果を匿名化して、事業場安全衛生委員会に報告する。

(意見聴取)

第17条 事業者は、面接指導が終了してから、原則30日以内に、別に様式を定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置)

第18条 事業者は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出された場合は、あらかじめ当該本人の意見を聴き、就業上の措置を検討・実施する。

2 事業者は、就業上の措置の結果、当該者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

第19条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を行う。

2 集団の単位は、事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法など個人が特定されない方



法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第20条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第21条 全学ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、集計・分析結果を事業場の長等に提供する。

2 全学ストレスチェック実施者は、匿名化等した集計・分析結果を、事業場安全衛生委員会に報告する。

(記録の保存)

第22条 ストレスチェック結果の記録の保存は、全学ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第3者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 事業場の長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第23条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第24条 ストレスチェック制度の実施にあたり、関係法令が定めるところにより、面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い及びストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項のほか、マニュアルに禁止されるべき不利益な取扱いとして示す次の取扱いは行ってはならない。

一 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い

二 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い

三 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

(実施方法の改善)

第25条 事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行うものとする。

(職場環境の改善)

第26条 事業場の長は、ストレスチェック制度の実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。

(結果報告)

第27条 事業場の長は、ストレスチェック終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(雑則)

第28条 この要項に定めるもののほか、事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、事業場安全衛生委員会の議を経て、事業場の長が定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

## 国立大学法人岡山大学病院事業場ストレスチェック制度実施要項

平成28年9月20日  
学 長 裁 定

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）等の関係法令に定めるストレスチェック制度を国立大学法人岡山大学病院事業場において実施するに際し、必要な事項を規定する。

### (適用範囲)

第2条 この要項は、国立大学法人岡山大学病院事業場（以下単に「事業場」という。）に勤務する職員に適用する。

### (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、岡山大学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針（平成28年7月1日学長裁定）を掲載し、周知する。

### (全学ストレスチェック実施者)

第4条 学長は、ストレスチェックの実施者として、メンタルヘルス担当産業医・保健師のうちから、全学ストレスチェック実施者を複数名指名する。

### (ストレスチェック実施事務従事者)

第5条 学長は、全学ストレスチェック実施者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センター勤務の職員のうちから、ストレスチェック実施事務従事者を指名する。

### (面接指導医)

第6条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、事業場の産業医が行う。

### (実施時期)

第7条 ストレスチェックは、毎年10月に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができるものとする。

(対象者)

第8条 ストレスチェックの受検対象者は、事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健康診断受診対象者とする。

- 2 前項の対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に事業場に勤務していない者には、別途、受検の機会を設ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、安全衛生委員会の議を経て、対象者に加えることができるものとする。
- 4 事業場の長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者を全学ストレスチェック実施者に通知するものとする。

(受検の勧奨等)

第9条 学長、事業場の長及び全学ストレスチェック実施者は、対象者に対し、適宜、ストレスチェックの受検を勧奨する。

- 2 ストレスチェック対象者は、受検の義務はないが、特別な事情がない限り、ストレスチェックを受検することが望ましい。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック受検の有無の情報を学長及び事業場の長に提供しないものとする。

(実施方法)

第10条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を使用する。

- 2 ストレスチェックの受検に関する具体的な手順は、別に定め、対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

第11条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの個人評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。)に基づき行う。

- 2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、全学ストレスチェック実施者が選定する。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要があるか判定する。

(結果等通知)

第12条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。

- 2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

第13条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及び全学ストレスチェック実施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努めるものとする。

(結果の提供)

第14条 全学ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果を事業者には提供しない。

2 前項の規定にかかわらず、第19条に定める集団ごとの集計・分析の結果については、個人が特定できないよう匿名化して事業者を提供する。

(面接指導の申出等)

第15条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望するものは、結果通知を受け取ってから原則30日以内に、全学ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。

2 全学ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を事業者に通知するものとし、事業者は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。

3 全学ストレスチェック実施者は、事業場の産業医に、申出者のストレスチェック結果等、面談又は面接指導に必要な情報を提供する。

(面接指導等)

第16条 産業医は、面接指導の申し出のあった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行うものとする。

2 産業医は、職場環境の改善を図るため、面接指導の結果を匿名化して、事業場安全衛生委員会に報告する。

(意見聴取)

第17条 事業者は、面接指導が終了してから、原則30日以内に、別に様式を定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置)

第18条 事業者は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出された場合は、あらかじめ当該本人の意見を聴き、就業上の措置を検討・実施する。

2 事業者は、就業上の措置の結果、当該者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

第19条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を行う。

2 集団の単位は、事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合に

において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法など個人が特定されない方法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第20条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第21条 全学ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、集計・分析結果を事業場の長等に提供する。

2 全学ストレスチェック実施者は、匿名化等した集計・分析結果を、事業場安全衛生委員会に報告する。

(記録の保存)

第22条 ストレスチェック結果の記録の保存は、全学ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第3者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 事業場の長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第23条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第24条 ストレスチェック制度の実施にあたり、関係法令が定めるところにより、面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い及びストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項のほか、マニュアルに禁止されるべき不利益な取扱いとして示す次の取扱いは行ってはならない。

一 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い

二 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い

三 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

(実施方法の改善)

第25条 事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行うものとする。

(職場環境の改善)

第26条 事業場の長は、ストレスチェック制度の実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。

(結果報告)

第27条 事業場の長は、ストレスチェック終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(雑則)

第28条 この要項に定めるもののほか、事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、事業場安全衛生委員会の議を経て、事業場の長が定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

# 国立大学法人岡山大学教育学部附属東山学校園事業場ストレスチェック制度実施要項

平成28年9月20日

学 長 裁 定

## (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）等の関係法令に定めるストレスチェック制度を国立大学法人岡山大学教育学部附属東山学校園事業場（以下単に「事業場」という。）において実施するに際し、必要な事項を規定する。

## (適用範囲)

第2条 この要項は、事業場に勤務する職員に適用する。

## (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、岡山大学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針（平成28年7月1日学長裁定）を掲載し、周知する。

## (全学ストレスチェック実施者)

第4条 学長は、ストレスチェックの実施者として、メンタルヘルス担当産業医・保健師のうちから、全学ストレスチェック実施者を複数名指名する。

## (ストレスチェック実施事務従事者)

第5条 学長は、全学ストレスチェック実施者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センター勤務の職員のうちから、ストレスチェック実施事務従事者を指名する。

## (面接指導医)

第6条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、事業場の産業医が行う。

## (実施時期)

第7条 ストレスチェックは、毎年10月に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができるものとする。



(対象者)

第8条 ストレスチェックの受検対象者は、事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健康診断受診対象者とする。

- 2 前項の対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に事業場に勤務していない者には、別途、受検の機会を設ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、安全衛生委員会の議を経て、対象者に加えることができるものとする。
- 4 事業場の長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者を全学ストレスチェック実施者に通知するものとする。

(受検の勧奨等)

第9条 学長、事業場の長及び全学ストレスチェック実施者は、対象者に対し、適宜、ストレスチェックの受検を勧奨する。

- 2 ストレスチェック対象者は、受検の義務はないが、特別な事情がない限り、ストレスチェックを受検することが望ましい。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック受検の有無の情報を学長及び事業場の長に提供しないものとする。

(実施方法)

第10条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を使用する。

- 2 ストレスチェックの受検に関する具体的な手順は、別に定め、対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

第11条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの個人評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。)に基づき行う。

- 2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、全学ストレスチェック実施者が選定する。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要があるか判定する。

(結果等通知)

第12条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。

- 2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

第13条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及び全学ストレスチェック実

施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努めるものとする。

(結果の提供)

- 第14条 全学ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果を事業者には提供しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第19条に定める集団ごとの集計・分析の結果については、個人が特定できないよう匿名化して事業者に提供する。

(面接指導の申出等)

- 第15条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望するものは、結果通知を受け取ってから原則30日以内に、全学ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。
- 2 全学ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を事業者に通知するものとし、事業者は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、事業場の産業医に、申出者のストレスチェック結果等、面談又は面接指導に必要な情報を提供する。

(面接指導等)

- 第16条 産業医は、面接指導の申し出のあった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行うものとする。この場合において、事業場安全衛生委員会での調査審議の結果、ICTを活用した面接指導を認めた場合は、厚生労働省が定める基準に合致する限りにおいて、ICTを活用した面接指導を行うことができるものとする。
- 2 産業医は、職場環境の改善を図るため、面接指導の結果を匿名化して、事業場安全衛生委員会に報告する。

(意見聴取)

- 第17条 事業者は、面接指導が終了してから、原則30日以内に、別に様式を定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置)

- 第18条 事業者は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出された場合は、あらかじめ当該本人の意見を聴き、就業上の措置を検討・実施する。
- 2 事業者は、就業上の措置の結果、当該者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

- 第19条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を行う。
- 2 集団の単位は、事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合に

において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法など個人が特定されない方法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第20条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第21条 全学ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、集計・分析結果を事業場の長等に提供する。

2 全学ストレスチェック実施者は、匿名化等した集計・分析結果を、事業場安全衛生委員会に報告する。

(記録の保存)

第22条 ストレスチェック結果の記録の保存は、全学ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第3者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 事業場の長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第23条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第24条 ストレスチェック制度の実施にあたり、関係法令が定めるところにより、面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い及びストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項のほか、マニュアルに禁止されるべき不利益な取扱いとして示す次の取扱いは行ってはならない。

一 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い

二 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い

三 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

(実施方法の改善等)

第25条 事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行うものとする。

(職場環境の改善)

第26条 事業場の長は、ストレスチェック制度の実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。

(結果報告)

第27条 事業場の長は、ストレスチェック終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(雑則)

第28条 この要項に定めるもののほか、事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、事業場安全衛生委員会の議を経て、事業場の長が定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

# 国立大学法人岡山大学資源植物科学研究所事業場ストレスチェック制度実施要項

平成28年9月20日  
学 長 裁 定

## (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）等の関係法令に定めるストレスチェック制度を国立大学法人岡山大学資源植物科学研究所事業場において実施するに際し、必要な事項を規定する。

## (適用範囲)

第2条 この要項は、国立大学法人岡山大学資源植物科学研究所事業場（以下単に「事業場」という。）に勤務する職員に適用する。

## (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、岡山大学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針（平成28年7月1日学長裁定）を掲載し、周知する。

## (全学ストレスチェック実施者)

第4条 学長は、ストレスチェックの実施者として、メンタルヘルス担当産業医・保健師のうちから、全学ストレスチェック実施者を複数名指名する。

## (ストレスチェック実施事務従事者)

第5条 学長は、全学ストレスチェック実施者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センター勤務の職員のうちから、ストレスチェック実施事務従事者を指名する。

## (面接指導医)

第6条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、事業場の産業医が行う。

## (実施時期)

第7条 ストレスチェックは、毎年10月に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができるものとする。

(対象者)

第8条 ストレスチェックの受検対象者は、事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健康診断受診対象者とする。

- 2 前項の対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に事業場に勤務していない者には、別途、受検の機会を設ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、安全衛生委員会の議を経て、対象者に加えることができるものとする。
- 4 事業場の長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者を全学ストレスチェック実施者に通知するものとする。

(受検の勧奨等)

第9条 学長、事業場の長及び全学ストレスチェック実施者は、対象者に対し、適宜、ストレスチェックの受検を勧奨する。

- 2 ストレスチェック対象者は、受検の義務はないが、特別な事情がない限り、ストレスチェックを受検することが望ましい。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック受検の有無の情報を学長及び事業場の長に提供しないものとする。

(実施方法)

第10条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を使用する。

- 2 ストレスチェックの受検に関する具体的な手順は、別に定め、対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

第11条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの個人評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。)に基づき行う。

- 2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、全学ストレスチェック実施者が選定する。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要があるか判定する。

(結果等通知)

第12条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。

- 2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

第13条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及び全学ストレスチェック実施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努めるものとする。

(結果の提供)

第14条 全学ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果を事業者には提供しない。

2 前項の規定にかかわらず、第19条に定める集団ごとの集計・分析の結果については、個人が特定できないよう匿名化して事業者を提供する。

(面接指導の申出等)

第15条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望するものは、結果通知を受け取ってから原則30日以内に、全学ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。

2 全学ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を事業者には通知するものとし、事業者は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。

3 全学ストレスチェック実施者は、事業場の産業医に、申出者のストレスチェック結果等、面談又は面接指導に必要な情報を提供する。

(面接指導等)

第16条 産業医は、面接指導の申し出のあった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行うものとする。この場合において、事業場安全衛生委員会での調査審議の結果、ICTを活用した面接指導を認めた場合は、厚生労働省が定める基準に合致する限りにおいて、ICTを活用した面接指導を行うことができるものとする。

2 産業医は、職場環境の改善を図るため、面接指導の結果を匿名化して、事業場安全衛生委員会に報告する。

(意見聴取)

第17条 事業者は、面接指導が終了してから、原則30日以内に、別に様式を定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置)

第18条 事業者は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出された場合は、あらかじめ当該本人の意見を聴き、就業上の措置を検討・実施する。

2 事業者は、就業上の措置の結果、当該者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

第19条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を行う。

2 集団の単位は、事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法など個人が特定されない方法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第20条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第21条 全学ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、集計・分析結果を事業場の長等に提供する。

2 全学ストレスチェック実施者は、匿名化等した集計・分析結果を、事業場安全衛生委員会に報告する。

(記録の保存)

第22条 ストレスチェック結果の記録の保存は、全学ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第3者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 事業場の長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第23条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第24条 ストレスチェック制度の実施にあたり、関係法令が定めるところにより、面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い及びストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項のほか、マニュアルに禁止されるべき不利益な取扱いとして示す次の取扱いは行ってはならない。

一 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い

二 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い

三 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い



(実施方法の改善等)

第25条 事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行うものとする。

(職場環境の改善)

第26条 事業場の長は、ストレスチェック制度の実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。

(結果報告)

第27条 事業場の長は、ストレスチェック終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(雑則)

第28条 この要項に定めるもののほか、事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、事業場安全衛生委員会の議を経て、事業場の長が定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

# 国立大学法人岡山大学教育学部附属特別支援学校事業場ストレスチェック制度実施要項

平成28年9月20日

学 長 裁 定

## (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）等の関係法令に定めるストレスチェック制度を国立大学法人岡山大学教育学部附属特別支援学校事業場において実施するに際し、必要な事項を規定する。

## (適用範囲)

第2条 この要項は、国立大学法人岡山大学教育学部附属特別支援学校事業場（以下単に「事業場」という。）に勤務する職員に適用する。

## (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、岡山大学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針（平成28年7月1日学長裁定）を掲載し、周知する。

## (全学ストレスチェック実施者)

第4条 学長は、ストレスチェックの実施者として、メンタルヘルス担当産業医・保健師のうちから、全学ストレスチェック実施者を複数名指名する。

## (ストレスチェック実施事務従事者)

第5条 学長は、全学ストレスチェック実施者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センター勤務の職員のうちから、ストレスチェック実施事務従事者を指名する。

## (面接指導医)

第6条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、事業場の産業医が行う。

## (実施時期)

第7条 ストレスチェックは、毎年10月に実施する。

2 前項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができるものとする。

(対象者)

第8条 ストレスチェックの受検対象者は、事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健康診断受診対象者とする。

2 前項の対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に事業場に勤務していない者には、別途、受検の機会を設ける。

3 前2項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、安全衛生委員会の議を経て、対象者に加えることができるものとする。

4 事業場の長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者を全学ストレスチェック実施者に通知するものとする。

(受検の勧奨等)

第9条 学長、事業場の長及び全学ストレスチェック実施者は、対象者に対し、適宜、ストレスチェックの受検を勧奨する。

2 ストレスチェック対象者は、受検の義務はないが、特別な事情がない限り、ストレスチェックを受検することが望ましい。

3 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック受検の有無の情報を学長及び事業場の長に提供しないものとする。

(実施方法)

第10条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を使用する。

2 ストレスチェックの受検に関する具体的な手順は、別に定め、対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

第11条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの個人評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。)に基づき行う。

2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、全学ストレスチェック実施者が選定する。

3 全学ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要があるか判定する。

(結果等通知)

第12条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。

2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

第13条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及び全学ストレスチェック実

施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努めるものとする。

(結果の提供)

- 第14条 全学ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果を事業者には提供しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第19条に定める集団ごとの集計・分析の結果については、個人が特定できないよう匿名化して事業者に提供する。

(面接指導の申出等)

- 第15条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望するものは、結果通知を受け取ってから原則30日以内に、全学ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。
- 2 全学ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を事業者に通知するものとし、事業者は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、事業場の産業医に、申出者のストレスチェック結果等、面談又は面接指導に必要な情報を提供する。

(面接指導等)

- 第16条 産業医は、面接指導の申し出のあった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行うものとする。この場合において、事業場安全衛生委員会での調査審議の結果、ICTを活用した面接指導を認めた場合は、厚生労働省が定める基準に合致する限りにおいて、ICTを活用した面接指導を行うことができるものとする。
- 2 産業医は、職場環境の改善を図るため、面接指導の結果を匿名化して、事業場安全衛生委員会に報告する。

(意見聴取)

- 第17条 事業者は、面接指導が終了してから、原則30日以内に、別に様式を定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置)

- 第18条 事業者は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出された場合は、あらかじめ当該本人の意見を聴き、就業上の措置を検討・実施する。
- 2 事業者は、就業上の措置の結果、当該者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

- 第19条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を行う。
- 2 集団の単位は、事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合に

において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法など個人が特定されない方法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第20条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第21条 全学ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、集計・分析結果を事業場の長等に提供する。

2 全学ストレスチェック実施者は、匿名化等した集計・分析結果を、事業場安全衛生委員会に報告する。

(記録の保存)

第22条 ストレスチェック結果の記録の保存は、全学ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第3者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 事業場の長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第23条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第24条 ストレスチェック制度の実施にあたり、関係法令が定めるところにより、面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い及びストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項のほか、マニュアルに禁止されるべき不利益な取扱いとして示す次の取扱いは行ってはならない。

一 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い

二 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い

三 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

(実施方法の改善等)

第25条 事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行うものとする。

(職場環境の改善)

第26条 事業場の長は、ストレスチェック制度の実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。

(結果報告)

第27条 事業場の長は、ストレスチェック終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(雑則)

第28条 この要項に定めるもののほか、事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、事業場安全衛生委員会の議を経て、事業場の長が定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。

# 国立大学法人岡山大学惑星物質研究所事業場ストレスチェック制度実施要項

平成28年9月20日  
学 長 裁 定

## (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職員労働安全衛生管理規程（平成16年岡大規程第21号）第20条の2第2項の規定に基づき、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成27年4月15日心理的な負担の程度を把握するための検査等指針公示第1号）等の関係法令に定めるストレスチェック制度を国立大学法人岡山大学惑星物質研究所事業場において実施するに際し、必要な事項を規定する。

## (適用範囲)

第2条 この要項は、国立大学法人岡山大学惑星物質研究所事業場（以下「事業場」という。）に勤務する職員に適用する。

## (制度目的等の周知)

第3条 ストレスチェック制度の実施目的等は、岡山大学公式HP上に、岡山大学ストレスチェック制度実施基本方針（平成28年7月1日学長裁定）を掲載し、周知する。

## (定義)

第4条 この要項において次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 全学ストレスチェック実施者 ストレスチェックの実施者として、メンタルヘルス担当産業医・保健師のうちから、学長が指名した複数の者
- 二 ストレスチェック実施事務従事者 前号の者の指示の下、ストレスチェックの実施に関する事務業務を担う者として、保健管理センター勤務職員のうちから、学長が指名した者

## (面接指導医)

第5条 ストレスチェックの結果に基づく面接指導は、原則として、事業場の産業医が行う。

## (実施時期)

第6条 ストレスチェックは、毎年10月に実施する。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、臨時に実施することができるものとする。

## (対象者)

第7条 ストレスチェックの受検対象者は、事業場に勤務する職員のうち、法定の一般健

康診断受診対象者とする。

- 2 前項の対象者のうち、休職中、海外出張中等の事由で、実施時期に事業場に勤務していない者には、別途、受検の機会を設ける。
- 3 前2項の規定にかかわらず、事業場の長が必要と認めた場合は、安全衛生委員会の議を経て、対象者に加えることができるものとする。
- 4 事業場の長は、毎年度、ストレスチェック実施時期前に、受検対象者を全学ストレスチェック実施者に通知するものとする。

(受検の勧奨等)

- 第8条 学長、事業場の長及び全学ストレスチェック実施者は、対象者に対し、適宜、ストレスチェックの受検を勧奨する。
- 2 ストレスチェック対象者は、受検の義務はないが、特別な事情がない限り、ストレスチェックを受検することが望ましい。
  - 3 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック受検の有無の情報を学長及び事業場の長に提供しないものとする。

(実施方法)

- 第9条 ストレスチェックは、厚生労働省が提供する「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」を利用し、調査票は、「職業性ストレス簡易調査票」(57項目)を使用する。
- 2 ストレスチェックの受検に関する具体的な手順は、別に定め、対象者に周知する。

(ストレス程度評価、高ストレス者選定及び面接指導必要者判定)

- 第10条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェックの個人評価を「労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアル」(平成27年5月厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室。以下「マニュアル」という。)に基づき行う。
- 2 高ストレス者の選定は、マニュアルの評価基準の例に準拠し、全学ストレスチェック実施者が選定する。
  - 3 全学ストレスチェック実施者は、前項により選定した高ストレス者について、医師による面接指導の必要があるか判定する。

(結果等通知)

- 第11条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果、結果説明書、面接指導勧奨通知等を、ストレスチェック実施事務従事者に指示して、受検者本人に通知する。
- 2 通知の方法は、原則として、厳封した文書によるものとする。

(セルフケア)

- 第12条 ストレスチェック結果の通知を受けた者は、結果及び全学ストレスチェック実施者からの助言・指導に基づいて、ストレスを軽減するためのセルフケアを適切に行うよう努めるものとする。



(結果の提供)

- 第13条 全学ストレスチェック実施者は、本人の同意がない限り、ストレスチェックの結果を事業者には提供しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、第19条に定める集団ごとの集計・分析の結果については、個人が特定できないよう匿名化して事業者を提供する。

(面接指導の申出等)

- 第14条 面接指導勧奨通知を受け取った者で、ストレスチェック制度による面接指導を希望するものは、結果通知を受け取ってから原則30日以内に、全学ストレスチェック実施者にその旨を申し出るものとする。
- 2 全学ストレスチェック実施者は、前項の申出があった旨を事業者に通知するものとし、事業者は、当該申出者に面接指導を受けさせなければならない。
- 3 全学ストレスチェック実施者は、事業場の産業医に、申出者のストレスチェック結果等、面談又は面接指導に必要な情報を提供する。

(面接指導等)

- 第15条 産業医は、面接指導の申し出のあった旨の連絡を受けた日から原則30日以内に、面接指導を行うものとする。この場合において、事業場安全衛生委員会での調査審議の結果、ICTを活用した面接指導を認めた場合は、厚生労働省が定める基準に合致する限りにおいて、ICTを活用した面接指導を行うことができるものとする。
- 2 産業医は、職場環境の改善を図るため、面接指導の結果を匿名化して、事業場安全衛生委員会に報告する。

(意見聴取)

- 第16条 事業者は、面接指導が終了してから、原則30日以内に、別に様式を定める面接指導結果報告書兼意見書により、結果の報告及び意見の提出を求める。

(就業上の措置)

- 第17条 事業者は、面接指導の結果、産業医から就業上の措置が必要であるとの意見書が提出された場合は、あらかじめ当該本人の意見を聴き、就業上の措置を検討・実施する。
- 2 事業者は、就業上の措置の結果、当該者のストレス状態の改善が見られた場合は、産業医の意見を聴取した上で、通常の勤務に戻す等適切な措置を講ずる。

(集団ごとの集計・分析)

- 第18条 全学ストレスチェック実施者は、ストレスチェック結果の集団ごとの集計・分析を行う。
- 2 集団の単位は、事業場安全衛生委員会において調査審議の上、決定する。この場合において、受検者数が数名となる場合は、平均値を求める方法など個人が特定されない方

法をとらなければならない。

(集計・分析方法)

第19条 集団ごとの集計・分析は、マニュアルに示されている「仕事のストレス判定図」を用いて行う。

(集計・分析結果の利用)

第20条 全学ストレスチェック実施者は、職場環境の改善の観点から、集計・分析結果を事業場の長等に提供する。

2 全学ストレスチェック実施者は、匿名化等した集計・分析結果を、事業場安全衛生委員会に報告する。

(記録の保存)

第21条 ストレスチェック結果の記録の保存は、全学ストレスチェック実施者が担当する。

2 ストレスチェック結果の記録は、5年間保存しなければならない。

3 ストレスチェック結果の記録は、第3者に閲覧されることがないように、電子データはパスワード設定を施し、紙媒体は施錠できる金庫等に保管しなければならない。

4 事業場の長等は、提供された面接指導結果報告書兼意見書、集計・分析結果等を別に指名する保存担当者に5年間保存させなければならない。

(情報開示等の手続き)

第22条 ストレスチェック結果の記録等に関して大学が保有する個人情報の開示等については、国立大学法人岡山大学の保有する個人情報の適切な管理に関する規程（平成17年岡大規程第10号）に定めるところによるものとする。

(不利益な取扱いの防止)

第23条 ストレスチェック制度の実施にあたり、関係法令が定めるところにより、面接指導の申出をしたことによる不利益な取扱い及びストレスチェック結果のみを理由とした不利益な取扱いを行ってはならない。

2 前項のほか、マニュアルに禁止されるべき不利益な取扱いとして示す次の取扱いは行ってはならない。

一 ストレスチェックを受検しないことを理由とした不利益な取扱い

二 面接指導の要件を満たしている者が面接指導の申出を行わないことを理由とした不利益な取扱い

三 面接指導結果を理由とした不利益な取扱い

(実施方法の改善等)

第24条 事業場安全衛生委員会は、ストレスチェック制度の実施方法及び実施状況並びにそれを踏まえた実施方法等の改善等について、調査審議を行うものとする。

(職場環境の改善)

第25条 事業場の長は、ストレスチェック制度の実施結果を踏まえて、職場環境の改善に努めなければならない。

(結果報告)

第26条 事業場の長は、ストレスチェック終了後、所轄労働基準監督署長に、「心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書」を提出しなければならない。

(雑則)

第27条 この要項に定めるもののほか、事業場におけるストレスチェック制度の実施に関し必要な事項は、事業場安全衛生委員会の議を経て、事業場の長が定めることができるものとする。

附 則

この要項は、平成28年10月1日から実施する。